

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：阿木川			水源種別：表流水												採水の場所：大井町大井長島		
水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理	由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
12	フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
14	四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
15	1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
18	テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
20	ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
33	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
34	鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
35	銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
37	マンガン及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	基準値の5分の1以下だが、毎月検査	
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
40	蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4・8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	発生時 期に月 1回			○	○	○	○	○	○					6	水源がダム湖水であるため	
43	1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ[2・2・1]ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	発生時 期に月 1回			○	○	○	○	○	○					6	水源がダム湖水であるため	
44	非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
45	フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
項目数			10	22	12	12	51	12	12	24	10	10	22	10	207		

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、(株)総合保健センターに委託）

検便検査月 6. 12月

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①大井町大井長島 ②長島町中野乗越

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（雀子ヶ根）

水源種別：表流水

採水の場所：大井町奥戸

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 51 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①大井町元越

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（正家）

水源種別：表流水

採水の場所：東野中切

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 51 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①東野南天王前 ②三郷町野井大沢 ③三郷町野井大沢 ④長島町永田桜台
⑤長島町正家鍋山

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（武並）

水源種別：表流水

採水の場所：武並町竹折美濃

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 51 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①武並町藤花の木 ②長島町久須見千田 ③長島町中野槇ヶ根 ④武並町藤山足
⑤長島町久須見茂立

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（月沢）水源種別：表流水

採水の場所：瑞浪市釜戸町平山

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4・8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 51 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①武並町竹折洞 ②三郷町野井西組 ③三郷町佐々良木三共 ④三郷町佐々良木深瀬

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：番屋川			水源種別：表流水												採水の場所：東野小野川		
水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由	
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	基準値の5分の1超過	
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
14	四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
15	1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
18	テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
20	ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
33	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
34	鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
35	銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
37	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
40	蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
43	1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
44	非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
45	フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
項目数			9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	189		

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①東野小野川

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：名場居川（飯地浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：飯地町杉之沢

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①飯地町五明 ②飯地町入野 ③飯地町南 ④飯地町杉之沢

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：中野方川（中野方浄水場）

水源種別：湖沼

採水の場所：中野方町第二区

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値の5分の1超過
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年4回						○	○	○	○				4	水源がダム湖水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年4回						○	○	○	○				4	水源がダム湖水であるため
44 非イオン界面活性剤	年						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 22 9 11 51 11 11 22 9 9 22 195

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①中野方町第八区 ②中野方町第九区 ③中野方町第二区 ④笠置町河合道木

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岩村川、栗の木平沢（岩村浄水場）		水源種別：表流水（2箇所）												採水の場所：岩村町飯羽間湯平	
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シア	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ -4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオ スミン）	年4回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7-トリメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年4回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	186	

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、櫛総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①岩村町本町 ②岩村町菅沼 ③岩村町大根洞 ④岩村町新町

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：富田川（富田浄水場）

水源種別：湖沼

採水の場所：岩村町富田中富

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シア	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ -4・8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオ スミン）	年4回			○	○	○	○							4	水源の岩村ダムに藻類が発生し やすい時期に検査を行う
43 1・2・7-トリメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年4回			○	○	○	○							4	水源の岩村ダムに藻類が発生し やすい時期に検査を行う
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 11 11 51 11 9 21 9 9 21 9 192

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、櫛総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターの委託） ①岩村町新市場 ②岩村町飯羽間下本郷 ③岩村町飯羽間中切

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：亀割川（兼平浄水場）			水源種別：表流水												採水の場所：山岡町上手向		
水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理	由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
4	水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
5	セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
6	鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
8	六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
9	亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
12	フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
14	四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
15	1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
17	ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
18	テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
19	トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
20	ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30	ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
34	鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
35	銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
37	マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
40	蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため	
43	1・2・7-トリメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため	
44	非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
45	フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
項目数			9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	186		

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町馬場山田 ②山岡町上手向 ③山岡町上手向 ④山岡町原

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：土岐坂川（下手向浄水場）			水源種別：表流水			採水の場所：山岡町釜屋													
水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理	由		
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可			
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可			
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
4	水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
5	セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
6	鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
8	六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
9	亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
12	フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
14	四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
15	1・4－ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
16	シス及びトランス－1・2－ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
17	ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
18	テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
19	トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
20	ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
25	ジブromクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
29	ブromジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
30	ブromホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目			
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
34	鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
35	銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
37	マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
40	蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
42	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ－4,8a-ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため			
43	1・2・7・－テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2－メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため			
44	非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
45	フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下			
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可			
項目数			9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	186				

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町下手向 ②山岡町釜屋

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：郭好川（笹平浄水場）			水源種別：表流水			採水の場所：山岡町田代											
水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由	
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3	カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
4	水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
5	セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
6	鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
7	ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
8	六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
9	亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
12	フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
13	ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
14	四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
15	1・4－ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
16	シス及びトランス－1・2－ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
17	ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
18	テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
19	トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
20	ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30	ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
33	アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
34	鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
35	銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
36	ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
37	マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので、検査回数の減は不可	
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
40	蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
42	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ－4,8a-ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため	
43	1・2・7-トリメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため	
44	非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
45	フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
項目数			9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	186		

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町田代

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：佐々良木川支流、井戸水（久保原浄水場 水源種別：表流水(1箇所)・深井戸（3箇所）採水の場所：山岡町久保原

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可(井戸ヒ素値確認のため)
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可(井戸フッ素値確認のため)
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値の5分の1超過
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので、検査回数の減は不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	3ヶ月毎						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 11 11 24 11 11 51 11 11 24 11 11 24 211

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榊総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町久保原 ②山岡町久保原

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：門野川（石原田浄水場）

水源種別：表流水（2箇所）

採水の場所：明智町新町二丁目

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブromジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7-トリメチルヒンクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、嶺総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町 ②明智町 ③明智町 ④明智町

⑤明智町 ⑥明智町

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：横山川（吉良見浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：明智町吉良見

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理	由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
33 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため	
43 1・2・7-トリメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため	
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下	
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	

項目数 9 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町吉良見

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：井戸水（矢請浄水場）			水源種別：浅井戸								採水の場所：明智町											
	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理	由					
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可						
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可						
3	カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
4	水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
5	セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
6	鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
7	ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
8	六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
9	亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
12	フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
13	ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
14	四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
15	1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
17	ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
18	テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
19	トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
20	ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
32	亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
33	アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
34	鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
35	銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
36	ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
37	マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
40	蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
41	陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4・8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回								○					1	水源が井戸のため						
43	1・2・7-トリメチルピシ クロ[2・2・1]ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回								○					1	水源が井戸のため						
44	非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
45	フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
46	有機物（全有機炭素（TOC） の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
項目数			9	21	9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	186							

項目数 9 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称
水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町大田

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：峰山川（静波浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：明智町

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7-トリメチルヒンクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町東方 ②明智町杉野

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：渓流水（柏尾浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：明智町

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7-トリメチルヒンクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町横通

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：青柏川（横通浄水場）			水源種別：表流水										採水の場所：明智町横通									
水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由						
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可						
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可						
3	カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
4	水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
5	セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
6	鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
7	ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
8	六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
9	亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
12	フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
13	ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
14	四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
15	1・4－ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
16	シス及びトランス－1・2－ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
17	ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
18	テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
19	トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
20	ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目						
32	亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
33	アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
34	鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
35	銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
36	ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
37	マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
40	蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
41	陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
42	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ－4,8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため						
43	1・2・7・－テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン－2－オール（別名 2－メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため						
44	非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
45	フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下						
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可						
項目数			9	21	9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	186							

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、株総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町阿妻

2025年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：戸中沢（戸中浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：串原柿畑

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値の5分の1超過
8 六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 22 9 9 22 9 9 51 9 9 22 9 9 189

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2025年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岩倉川（岩倉浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：串原大野

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2025年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：中沢川（中沢浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：串原中沢

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2025年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：井戸水（閑羅瀬浄水場）

水源種別：浅井戸

採水の場所：串原川ヶ渡

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値の5分の1超過
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○						1	水源が地下水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○						1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 22 9 9 22 9 9 51 9 9 22 9 9 189

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：白井沢（上矢作浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町本郷

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年3回		○			○			○			○		4	基準値の5分の1超過
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 22 9 9 51 9 9 22 9 9 22 9 189

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、(株)総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町横通

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：宮ヶ洞（島浄水場）			水源種別：表流水													採水の場所：上矢作町島	
水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由	
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
12	フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
14	四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
15	1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
18	テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
20	ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
33	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
34	鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
35	銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
37	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
40	蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
43	1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため	
44	非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
45	フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
項目数			9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	186		

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに 水道水質モニター1名に委託

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：井沢川（漆原浄水場）			水源種別：表流水													採水の場所：上矢作町漆原		
水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由		
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可		
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可		
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
12	フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
14	四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
15	1・4－ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
16	シス及びトランス－1・2－ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
18	テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
20	ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
33	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
34	鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
35	銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
37	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
40	蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
42	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ－ 4,8a-ジメチルナフタレン－ 4a(2H)－オール（別名 ジェオス ミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため		
43	1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2－メチルイソ ボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため		
44	非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
45	フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
項目数			9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	186			

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託）

①上矢作町漆原（一号組）

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：東木の実川（木の実浄水場） 水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町木の実

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町木の実

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：増沢川（下原田浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町下

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町下

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岩名沢（宇連浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町飯田洞宇連

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブ ロモジクロロメタン及びブロモ ホルムのそれぞれの濃度の総 和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ- 4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名 ジェオス ミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール（別名 2-メチルイソ ボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町飯田洞宇連

(第33号様式)

2025年度 水道水質検査等計画

1 定期検査（別表 1 総括表）

市町村名 (恵那市)

区分 施設数	上水道		簡易水道		専用水道		飲料水供給施設		その他		合計	
	31		0		0		0		0		30	31
水源の数又はヶ所数	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
水質基準項目	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
1 一般細菌	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
2 大腸菌	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
3 カドミウム及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
4 水銀及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
5 セレン及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
6 鉛及びその化合物	30	34	0	0	0	0	0	0	0	0	30	34
7 ヒ素及びその化合物	30	45	0	0	0	0	0	0	0	0	30	45
8 六価クロム化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
9 亜硝酸態窒素	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
10 シアン化合物イオン及び塩化シアニド	30	124	0	0	0	0	0	0	0	0	30	124
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
12 フッ素及びその化合物	30	48	0	0	0	0	0	0	0	0	30	48
13 ホウ素及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
14 四塩化炭素	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
15 1・4-ジオキサン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
17 ジクロロメタン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
18 テトラクロロエチレン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
19 トリクロロエチレン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
20 ベンゼン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
21 塩素酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
22 クロロ酢酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
23 クロロホルム	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
24 ジクロロ酢酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
25 ジブromクロロメタン	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
26 臭素酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和）	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
28 トリクロロ酢酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
29 ブromジクロロメタン	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
30 ブromホルム	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
31 ホルムアルデヒド	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
32 亜鉛及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
33 アルミニウム及びその化合物	30	37	0	0	0	0	0	0	0	0	30	37
34 鉄及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
35 銅及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
36 ナトリウム及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
37 マンガン及びその化合物	30	42	0	0	0	0	0	0	0	0	30	42
38 塩化物イオン	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
39 カルシウム、マグネシウム等	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
40 蒸発残留物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
41 陰イオン界面活性剤	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4-8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	30	42	0	0	0	0	0	0	0	0	30	42
43 1・2・7-トリメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	30	42	0	0	0	0	0	0	0	0	30	42
44 非イオン界面活性剤	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
45 フェノール類	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
46 有機物（全有機炭素（TOC））	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
47 pH値	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
48 味	0	372	0	0	0	0	0	0	0	0	0	372
49 臭気	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
50 色度	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
51 濁度	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
延べ検査項目回数	1170	5839	0	0	0	0	0	0	0	0	1170	5839
備考												

<上水用>

[illegible]

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とする。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であつて、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期の水質検査を実施する施設とする。

2025年度 水道水質検査等計画

※その浄水場等での年間検査回数を記入

※農薬類は、27の次に、別添2の番号と農薬名を記入する

※水質管理目標設定項目以外の項目は、農薬類の次に項目名を記入する。

2 定期検査（水質基準項目以外の項目に係るもの：別表2）

()

区分	上水道	上水道	上水道	上水道	上水道	上水道
水道名称	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道	恵那市上水道
浄水場等名称	大崎浄水場	飯地浄水場	石原田浄水場	矢請浄水場	静波浄水場	横通浄水場
採水地点名称	大崎配水池系統	杉之沢配水池系統	石原田配水池系統	矢請配水池系統	門野配水池系統	阿妻配水池系統
	水源 ケ所	水源 ケ所	水源 ケ所	水源 ケ所	水源 ケ所	水源 ケ所
水源の数又はヶ所数	1	1	1	1	1	1
水質検査項目名	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
アンチモン及びその化合物	1					
ウラン及びその化合物	1					
ニッケル及びその化合物	1					
亜硝酸態窒素						
1,2-ジクロロエタン	1					
トランス-1,2-ジクロロエチレン(欠番)						
1,1,2-トリクロロエタン(欠番)						
トルエン	1					
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1					
塩化硫酸						
(欠番)						
二酸化塩素						
ジクロロアセトンニトリル		1				
抱水クローラル		1				
農薬類						
残留塩素						
カルシウム、マグネシウム等(硬度)						
マンガン及びその化合物						
遊離炭酸	1					
1,1,1-トリクロロエタン	1					
メチルセブチルエーテル	1					
有機物等(過マンガノン消費量)	1					
臭気強度(TON)	1					
蒸発残留物						
濁度						
pH値						
腐食性(ランゲリア指数)	1					
従属栄養細菌	1					
1,1-ジクロロエチレン	1					
アルミニウム及びその化合物						
PFOA及びPFOS	1					
チウラム		1	1	1	1	1
シマジン(CAT)						
チオベンガルブ						
1,3-ジクロロプロペン(D-D)						
イソキサゾン						
ダイアジノン						
フェニトロチオン(MEP)		1	1	1	1	1
イソプロチオリン(IPT)		1	1	1	1	1
クロラタリール(TPN)						
プロピザミド						
ジクロロボス(DDVP)						
フェノールガム(BPMC)		1	1	1	1	1
クロロニトロフェン(CNP) : 失効農薬						
CNP-アミノ体						
イソロベンホス(IBP)						
EPA						
ペンドゾン		1	1	1	1	1
カルボフラン(カルボスルフファン代謝物)		1	1	1	1	1
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)						
トリクロビル						
アセファート		1	1	1	1	1
イソフェンホス						
クロルビリンホス						
トリクロホルホン(DEP)		1	1	1	1	1
延べ検査項目回数	15	10	8	8	8	8
備考						

※区分の欄は、「上水道」、「間水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期的水

※その浄水場等での年間検査回数を記入

()

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期的水

※その浄水場等での年間検査回数を記入

()

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期的水

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期的水

4 ゴルフ場農薬に係る水道水検査（別表4）

保健所等	市町村名	水道名	水源の 名称	水源 種類	検査対象農薬名	検査月			関係ゴルフ場名	備考
						第1回	第2回	第3回		
恵那	恵那市	山岡 簡易水道	郭好川	表流水	イミノクタジン	5月	8月 ○	9月 ○	笹平カントリークラブ	
					プロパモカルブ		○	○		
					ホセチル		○	○		
					メタラキシル		○			
					テブコナゾール	○				
					ペンシクロン			○		
					ペンチオピラド		○			
					クロチアニジン	○				
					エトベンザニド	○				
						3	4	3		

4 ゴルフ場農薬に係る水道水検査（別表4）

保健所等	市町村名	水道名	水源の 名称	水源 種類	検査対象農薬名	検査月			関係ゴルフ場名	備考
						第1回	第2回	第3回		
恵那	明智町	吉良見 簡易水道	井戸	浅井戸	メタラキシム イミノクタジン ペンチオピラド フルジオキシニル シアゾファミド プロパモカルブ ペルメトリン イミダクロプリド エトベンザニド フラザフルスロン	5月 ○ ○ ○ ○	7月 ○ ○ ○ ○ 	9月 ○ ○ ○ ○ 	明智ゴルフ倶楽部 明智ゴルフ場	
						4	4	4		

4 ゴルフ場農薬に係る水道水検査（別表4）

保健所等	市町村名	水道名	水源の 名 称	水 源 種 類	検査対象農薬名	検 査 月			関係ゴルフ場名	備 考
						第 1 回	第 2 回	第 3 回		
恵那	恵那市	上川 簡易水道	岩倉川	表流水	チオファネートメチル	5月 ○	7月	9月	メダリオン ・ベルグラビアリゾート	
					テブコナゾール	○				
					トリフロキシストロビン	○				
					ピリベンカルブ	○		○		
					トリクロホスメチル		○			
					ホセチル		○			
					ペンチオピラド		○			
					プロパモカルブ			○		
					クロロタロニル（TPN）		○	○		
					チウラム		○	○		
					ボスカリド		○			
					エトベンザニド		○			
					アゾキシストロビン			○		
					ヘキサコナゾール			○		
					ペンシクロン	○				
					アシュラム	○				
					MDBA	○				
					チアメトキサム	○				
						8	7	6		

5 ダイオキシン類、クリプトスポリジウム及びその指標菌検査（別表5）

市町村名	水道事業名 *1 (水源名等も記入)	ダイオキシン類			クリプトスポリジウム				備 考	
		原水・浄水 の区別	頻 度 *2		クリプトスポリジウム		指標菌			
			毎月	回／年	毎月	回／年	毎月	回／年		
恵那市	恵那市上水道（阿木川）				7月	1		10月	1	大崎浄水場
	恵那市上水道（番屋川）				7月	1		10月	1	小野川浄水場
	恵那市上水道（中野方川）				7月	1		10月	1	中野方浄水場
	恵那市上水道（名場井川）				7月	1		10月	1	飯地浄水場
	恵那市上水道（新田川）				7月	1		10月	1	毛呂窪浄水場
	恵那市上水道(岩村川)				6.9.12.3月	4	○			岩村浄水場
	恵那市上水道（富田川）				6月	1		9月	1	富田浄水場
	恵那市上水道（門野川）				9月	1		7月	1	石原田浄水場
	恵那市上水道（杉平川）				9月	1		7月	1	石原田浄水場
	恵那市上水道（横山川）				6.9.12.3月	4	○			吉良見浄水場
	恵那市上水道（矢請井戸水）				6.9.12.3月	4	○			矢請浄水場
	恵那市上水道（峰山川）				6.9.12.3月	4	○			静波浄水場
	恵那市上水道（高波川）				9月	1		7月	1	静波浄水場
	恵那市上水道（柏尾溪流水）				6.9.12.3月	4	○			柏尾浄水場
	恵那市上水道（青柏川）				9月	1		7月	1	横通浄水場
	恵那市上水道（兼平川）				4.7.10.1月	4	○			兼平浄水場
	恵那市上水道（土岐坂川）				4.7.10.1月	4	○			下手向浄水場
	恵那市上水道（佐々良木川支流）				10月	1		6月	1	久保原浄水場
	恵那市上水道（久保原井戸）				10月	1		6月	1	久保原浄水場
	恵那市上水道（郭好川）				4.7.10.1月	4	○			笹平浄水場
	恵那市上水道（戸中沢）				11月	1		7月	1	戸中浄水場
	恵那市上水道（岩倉川支流）				5.8.11.2月	4	○			岩倉浄水場
	恵那市上水道（中沢川支流）				5.8.11.2月	4	○			中沢浄水場
	恵那市上水道（唐沢）				5.8.11.2月	4	○			閑羅瀬浄水場
	恵那市上水道（琴ヶ沢川）				10月	1		6月	1	上矢作浄水場
	恵那市上水道（宮ヶ洞川）				4.7.10.1月	4	○			島浄水場
	恵那市上水道（井沢川）				4.7.10.1月	4	○			漆原浄水場
	恵那市上水道（東木の実川）				10月	1		6月	1	木の実浄水場
	恵那市上水道（増沢川）				4.7.10.1月	4	○			下原田浄水場
	恵那市上水道（岩名沢）				4.7.10.1月	4	○			宇連浄水場

* 1 原水でダイオキシン類、クリプトスポリジウムおよびその指標菌検査を実施する場合は、水道事業名欄に水源名も記入すること。

* 2 頻度の欄は、毎月の場合は「毎月」の欄に○を記入し、それ以外の場合は「回／年」に、その回数を記入すること。

大崎・飯地上水	
農薬名	番号
チウラム	1
フェニトロチオン (ME	7
イソプロチオラン (I P	8
フェノルガルブ (B P M	12
ベンダゾン	17
カルボフラン	18
アセフェート	21
トリクロルホン (DEP)	24
フルトラニル	32
エディフェンホス	49
ピロキロン	50
フサライド	51
メフェナセット	52
プレチラクロール	53
カルプロパミド	58
モリネート	60
ダラボン	64
ジクワット	67
ファンチオン (M P P)	71
グリオサート	72
メソミル	74
シメトリン	77
プロベナゾール	82
エスプロカルブ	83
ダイムロン	84
ベンスルフロンメチル	86
トリシクラゾール	87
カフェインストロール	101
合計	2 8

明智・吉良見・静波・横通阿妻上水		
農薬名		番号
チウラム		1
フェニトロチオン（ME		7
イソプロチオラン（IP		8
フェノルガルブ（BPM		12
ベンダゾン		17
カルボフラン		18
アセフェート		21
トリクロルホン（DEP）		24
フルトラニル		32
エディフェンホス		49
ピロキロン		50
フサライド		51
メフェナセット		52
プレチラクロール		53
カルプロパミド		58
モリネート		60
ダラボン		64
ジクワット		67
ファンチオン（MPP）		71
グリオサート		72
メソミル		74
シメトリン		77
プロベナゾール		82
エスプロカルブ		83
ダイムロン		84
ベンスルフロンメチル		86
トリシクラゾール		87
カフェインストロール		101
合計	28	

2025年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：新田川、店川（毛呂窪浄水場）

水源種別：表流水（2箇所）

採水の場所：笠置町毛呂窪棚杭

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○								1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○								1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①笠置町毛呂窪中田 ②笠置町毛呂窪森下